

エリアマネジメントの推進について (参考資料)

平成19年2月23日
国土交通省土地・水資源局

目次

	ページ
1. エリアマネジメントの類型と取り組みの方向性	
（1）郊外住宅地の環境改善（HOAタイプ）	----- 1
（2）都市中心部における開発（BIDタイプ）	----- 2
（3）公園・緑地、河川等の管理	----- 3
（4）遊休土地・建物の活用	----- 4
2. 今後の対応方策	
（1）国・地方公共団体等の連携の下でのまちづくり・地域活性化に関する支援策の活用・充実	----- 6
（2）エリアマネジメント組織の設立・運営に関する標準的な規約・基準及びマニュアルの作成	----- 12
（3）エリアマネジメントの担い手に関する情報データベースの構築	----- 13
（4）先導的プロジェクトの実施	----- 15
駅前タウンセンターの再生	
ニュータウン等の住宅地再生	
住宅地における安全・安心まちづくり	
その他の取り組み	
（5）制度のあり方に関する検討	----- 19

1.(1) 郊外住宅地の環境改善 (HOAタイプ)

「アイランドシティ 照葉のまち」(福岡県福岡市)

組織概要

名称 : 照葉まちづくり協会

設立年 : 2005年

目的 : 地区内の活力あるコミュニティの形成、快適で安全・安心な居住環境及び緑豊かでゆとりと統一感のある街並みの創出及び保全並びに住民相互の親睦を図ること

ハード施設又はハード施設に関連した活動

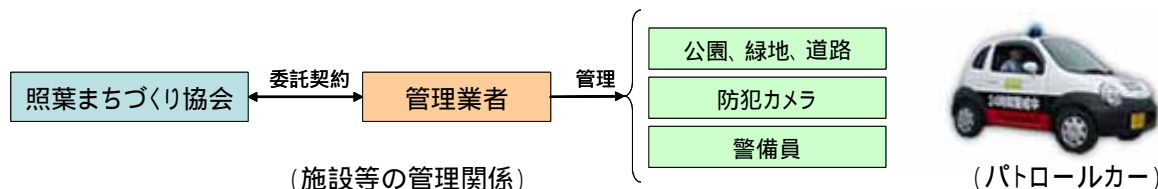
- ・ 公園、緑地及び道路の管理その他まちの美化活動
- ・ アイランドシティ環境配慮方針に沿った地域の環境作り
- ・ タウンセキュリティ、防犯カメラの運用、その他安全・安心まちづくりのための防犯活動
- ・ 有線テレビジョン放送サービス利用による住宅地の景観維持及び利便の促進
- ・ 建築協定及び緑地協定の調整その他街並み・景観等の維持・保全活動 等

ソフトに関連した活動

- ・ 各種セミナー、交流会、イベント開催等のコミュニティ活動
- ・ T C A (照葉まちづくり協会) ホームページ運営その他広報活動

< タウンセキュリティ、防犯カメラの運用等、安全・安心まちづくりのための防犯活動 >

- ・ アイランドシティの中に警備員の待機所の設置、警備員の常駐
- ・ 自転車と車によるパトロール (小学校登下校時間、昼間、夜間・深夜のパトロール)
- ・ 「照葉まちづくり協会」による防犯カメラの試験的設置



< 照葉の街の位置 >



< 緑地に囲まれた街の外観 >

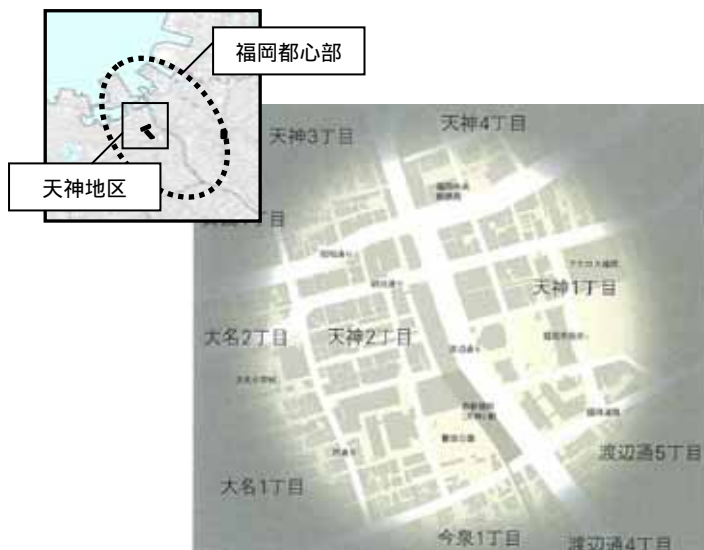
1.(2) 都市中心部における開発(BIDタイプ)

「We Love 天神協議会」の活動(福岡市中央区天神地区)

地区概要

所在地 : 福岡市中央区天神

地区の性格 : 住宅地 + 商業地 + 業務地



活動エリア

組織概要

名称 : We Love 天神協議会

設立年 : 2006年

規模 : 産官学民88団体 (H18.12時点)

法的位置づけ : 任意団体

目的 : 天神地区の様々な活動主体と共に手を携える「開かれたまちづくり」を推進し、生活文化や人に優しい環境の創造、集客力の向上、及び地域経済の活性化を目指す。

活動概要

コミュニティ活動の実施

天神地区まちづくりガイドラインの策定

まちづくり管理活動の実施

クリスマスキャンペーンの実施

公共施設・公益的施設の維持管理・活用状況

地区内の公園、道路、公開空地などで、We Love天神協議会と市民、NPOとの共働により、自主的な維持管理活動や新たな活用に向けた様々な取り組みを行っている。

- ・ 駐輪・安全走行指導、防犯パトロール、一斉清掃、フラワーポットの設置・管理等
- ・ アメニティ環境創出を目的としたオープンカフェの運営やクリスマス時期のイルミネーション・イベント運営



オープンカフェ



違法駐輪対策



清掃活動



協議会ロゴマーク

1.(3) 公園・緑地、河川等の管理

NPO法人 グラウンドワーク三島を中心とした緑地等整備（静岡県三島市）

組織概要

名称：NPO法人 グラウンドワーク三島

設立年：1992年

規模：約1,200人

概要：

- ・富士山からの湧水が減少して環境悪化が進行した「水の都・三島」の水辺自然環境の再生と改善を目的として、市内の8市民団体が中心となり三島市や企業の協力のもと事業を開始した。現在では20の市民団体が所属している。
- ・参加市民団体からの拠出金、企業からの賛助金・寄付金、行政からの補助金などが収入源となっているほか、企業等からの資材提供や機材供与、労力提供など、様々な形での支援を受けている。

市民参加による公園整備

- ・県道沿いで放置され、ゴミ捨て場化していた遊休地を、グラウンドワーク三島が調整役となり、町内会や子供会・老人会とが一体化し、行政と地元企業との協力関係により、ミニ公園を地域総参加で作上げたのが鎧坂ミニ公園。
- ・現在、地元住民が愛着をもって維持管理を担っている。

住民参加型緑地・川づくりと維持管理

- ・境川・清住緑地では、静岡県沼津土木事務所からの要請を受け、グラウンドワーク三島が自然観察会の開催や住民参加のワークショップを開催し、地域住民の意見やアイデアを収集した地域固有の生態空間を再生した。
- ・今では地域住民が主体となった境川・清住緑地愛護会が、行政からの維持管理を委託されるまでになり、豊かな生態系が回復している。



JR三島駅

対象地区



鎧坂（よろいざか）ミニ公園



境川・清住緑地での整備作業の様子
維持管理マニュアルにより住民主体で管理を実施



地元小学校の生徒による田植え
稲刈り、収穫祭も実施

1.(4) 遊休土地・建物の活用

NPO法人 ^{クルマザ}さんが俵座による町家の再生（奈良県奈良市）

組織概要

名称：NPO法人 さんが俵座（くるまざ）

設立年：2000年

活動内容：

- ・町家の再生・活用を促進するための、町家の持ち主や町家に住みたい人への相談業務
- ・町衆文化を継承するために、和楽器や地歌のコンサートや落語会を開催
- ・交通渋滞の緩和と古都奈良の環境保全を目的とした観光客向けレンタサイクル「サイクルネット奈良」の運営



奈良町家文化館でのコンサート

空き家の活用 「奈良町家文化館 くるま座」

- ・空き家になった町家を家主から10年間賃貸。
- ・改修費をNPO法人さんが俵座が負担し、管理を行うことにより、「奈良町家文化館 くるま座」として再生。

家主：負担なしに古い建物の改修ができる

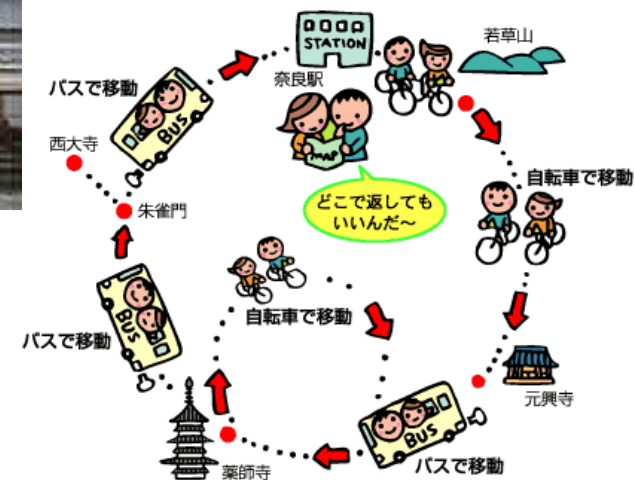
NPO：安い家賃で活動拠点をもてる



奈良町家文化館 くるま座

<町家再生・活用相談センターの設置>

- ・「奈良町家文化館 くるま座」に設置。町家の維持が困難な家主、町家に住みたい人に対し相談業務
- ・古い町家をそのまま保存するのではなく、町家の空間構成や地域コミュニティを守りつつ、耐震強度や防火性能にも考慮した「新町家」を創造することを目指している。



「サイクルネット奈良」の運営

1.(4) 遊休土地・建物の活用

(社)ナショナル・トラスト協会

活動概要

・1992年に環境省から公益法人としての認可を受けた。良好な自然環境及びこれと一体となった歴史的環境を保全するため、その保全及び活用に関する事業(ナショナル・トラスト活動)を推進している。

加盟団体の活動概要

鎌倉風致保存会

昭和39年に、鶴岡八幡宮裏山「御谷(おやつ)」が開発されようとした時、御谷の自然を守るうとの気運の高まりの中で、文化人や市民の手により誕生した。この運動がきっかけとなり、「古都保存法」が制定され、また、御谷山林(1.5ヘクタール)の買収に成功した事により、日本のナショナルトラスト第一号といわれている。

その後、笹目緑地、十二所果樹園の買収など、自然環境の保存事業に取り組んでいる。

また鎌倉の由緒ある建物保存として、作家の故大佛次郎氏の茶亭を、保存建築物に指定し、その助成や一般公開を行っている。

なお、大正期の洋館の活用保全方法として旧安保小児科医院の建物(鎌倉市景観重要建築物等指定第16号)を事務所として賃借し一般公開している。

会の活動は多くの会員活動によって支えられ、緑の手入れ・保全のボランティアは企業の人々と協力して行う機会も増えてきている。



・御谷山林－保存会が買収

・旧安保小児科医院－保存会が事務所として借り受け

・十二所果樹園－保存会が賃貸(後に買収)

信州箕澤屋の会



－長野県上伊那郡箕輪町－

1997年発足し、箕澤屋の保存・活用のため活動している。会長・堀口泉氏、70代を中心に40、50代までの約20人の会員を持つ。

会員は公務員をはじめ自営業者が多く、具体的な活動としては、同じような活動を行っているところを視察したり、箕澤屋のPRを行ったりしている。最近では当時の人々の暮らしぶりや住居そのものを実際に知ってもらうため、地域の小学生の宿泊として利用を行っている。

手賀沼トラスト

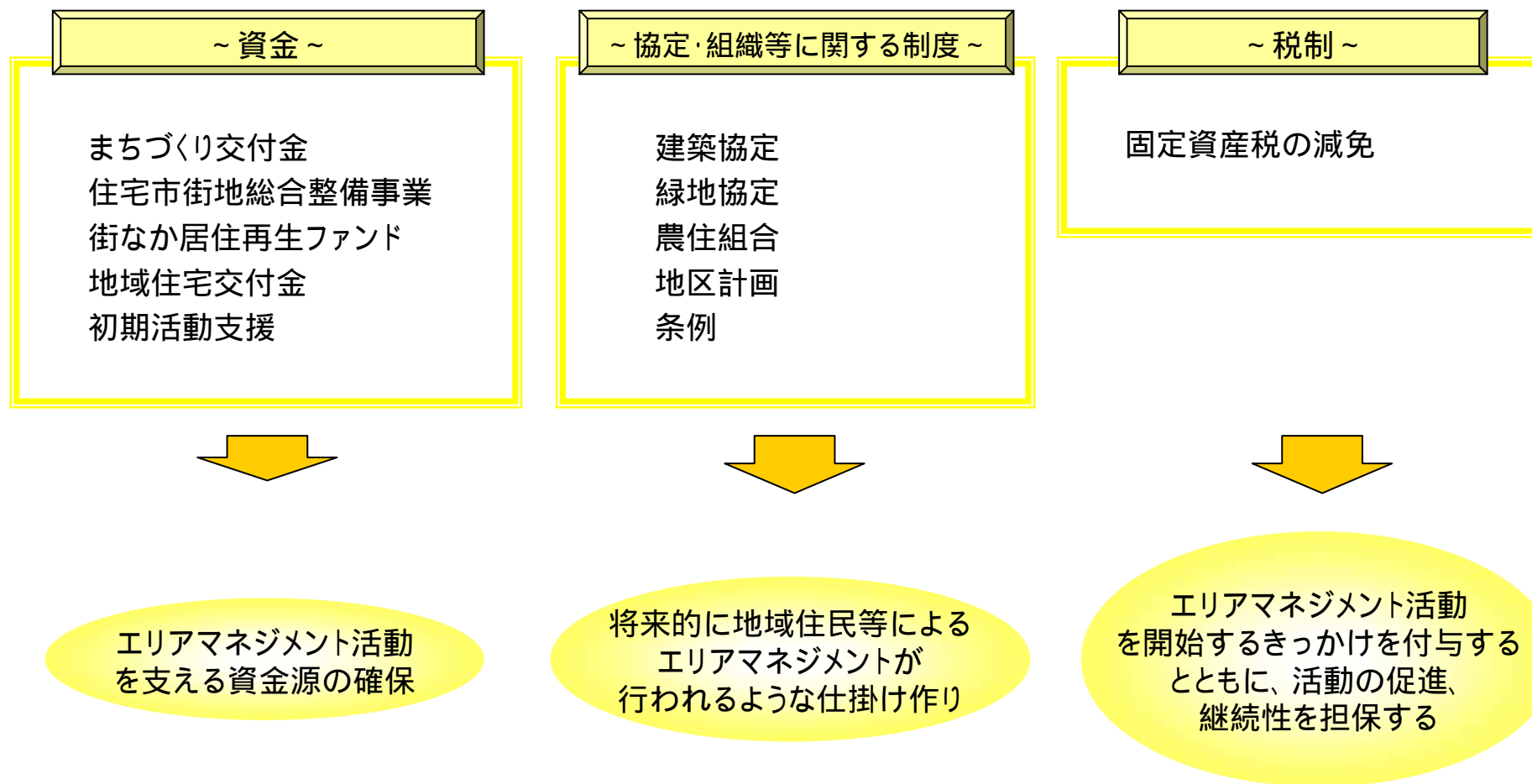
－千葉県我孫子市－

手賀沼周辺の自然景観と生活文化をそこに暮らす人々のみならずから守り育てていこうとする市民活動団体。1999年に発足してから、手賀沼西端の我孫子市「根戸城址」周辺で1ha余りの樹林地・水田・畑地を保全管理してきた。



2.(1) 国・地方公共団体等の連携の下でのまちづくり・地域活性化に関する支援策の活用・充実

まちづくり交付金など各種支援制度の適用に努めるとともに、必要に応じ支援制度の拡充を検討する必要がある。また、支援制度の効果的・効率的活用のため、エリアマネジメントの類型ごとに支援方を整理し、活用事例の紹介とメニュー化の検討を進める。



2.(1) 国・地方公共団体等の連携の下でのまちづくり・地域活性化に関する支援策の活用・充実【資金】

まちづくり交付金

民間交番運営委員会（東京都町田市）

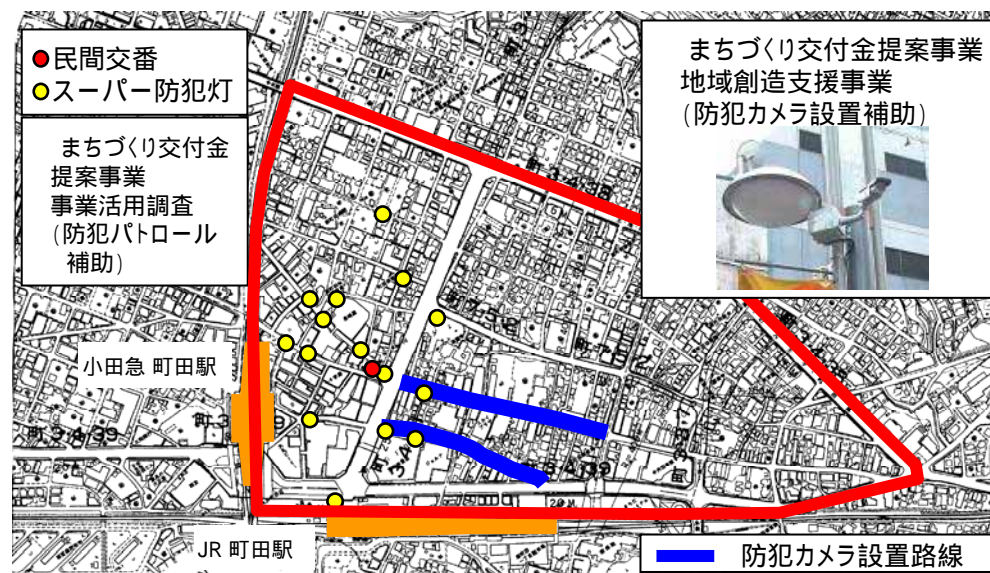
まちづくり交付金：

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度。

- ・ 4 商店会が、H16年度からH17年度にかけて30台程の防犯カメラを設置管理。
- ・ 警視庁によるスーパー防犯灯の設置と併せて防犯性の向上に取り組む。
- ・ 町内会連合会、原町田中央地区商業対策協議会（10商店会の連合組織）、町内会、民間団体等19団体にて民間交番運営委員会を組織。
- ・ ロータリークラブから町田市へ寄贈された建物を民間交番として運営。
- ・ 民間交番を拠点として、日曜日を除く毎日20時から21時までの1時間、20人程で各商店街通り等防犯上危険があると思われる箇所をパトロール。



民間交番運営委員会によるパトロール



【地区の犯罪件数は年々減少】

H16年:1,385件 H17年:1,236件 H18年9月:927件
(H16年9月末:1,125件、H17年同末:943件)

2.(1) 国・地方公共団体等の連携の下でのまちづくり・地域活性化に関する支援策の活用・充実【資金】

街なか居住再生ファンドの拡充

街なか居住の再生を図るべき一定の要件を満たすニュータウンを対象地域として追加するとともに、街なか居住の再生に資する居住環境の整備・改善に必要な事業を対象事業に追加することにより、民間の担い手による居住環境整備のための多様な取り組みを支援し、地域の活性化を推進する。

予算額

平成19年度国費25億円
(ファンド総額75億円)

街なか居住再生ファンドを25億円増額し、総額75億円とする。

対象事業

- ・民間の住宅等の整備事業

追加

- ・街なか居住の再生に資する活動拠点等の整備事業(既存建築物の改修によるものを含む。)

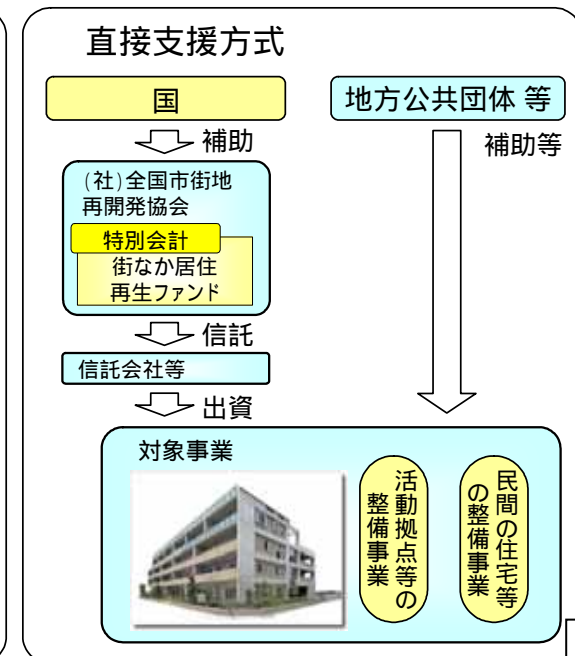
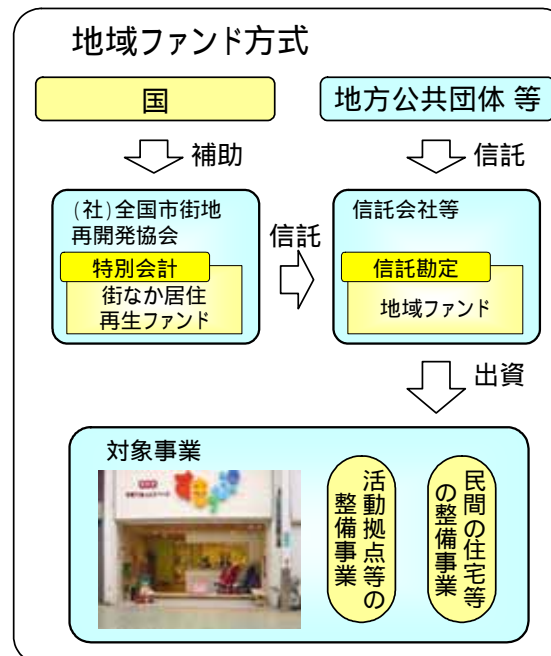
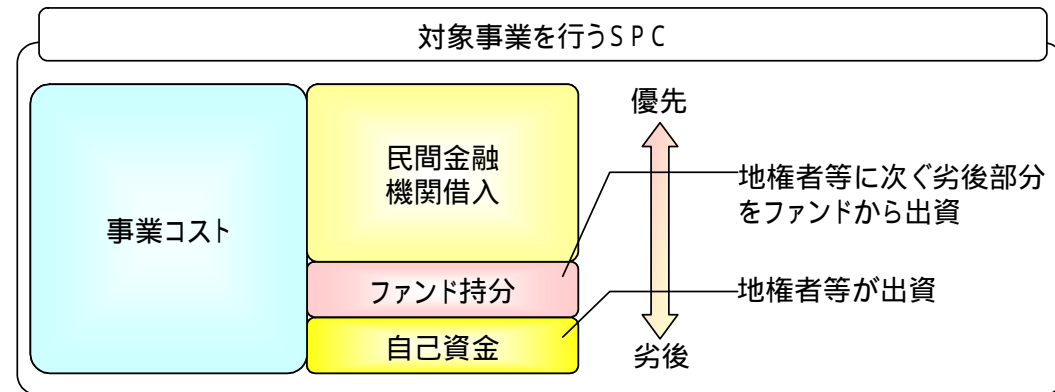
対象区域

- ・中心市街地活性化法に基づく国の認定を受けた基本計画の区域内*

追加

- ・街なか居住の再生を図るべき一定の要件を満たすニュータウン

*「中心市街地の活性化に関する法律」の施行(H18.8.22)後3年間は、市町村が定めた街なか居住の推進を図るべき区域内で適用可(従前制度を適用可)



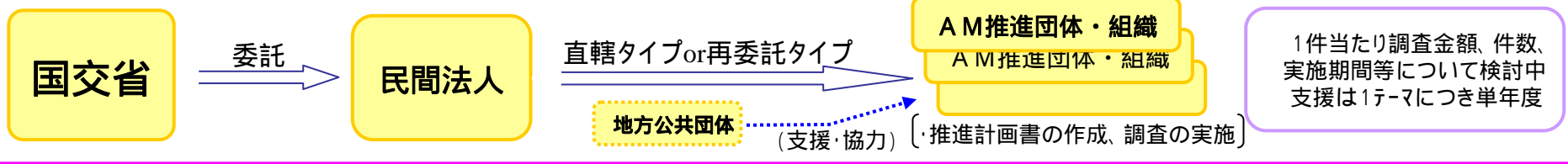
2.(1) 国・地方公共団体等の連携の下でのまちづくり・地域活性化に関する支援策の活用・充実【資金】

エリアマネジメント推進調査（仮称）の実施について

少子・高齢社会における地域の自立と活性化、安全・安心社会の形成等のため、地域住民、地権者等が主体となって行われる良好な宅地環境の維持、向上及び管理（エリアマネジメント）に関する取り組みのステップアップを促進。

基本的枠組

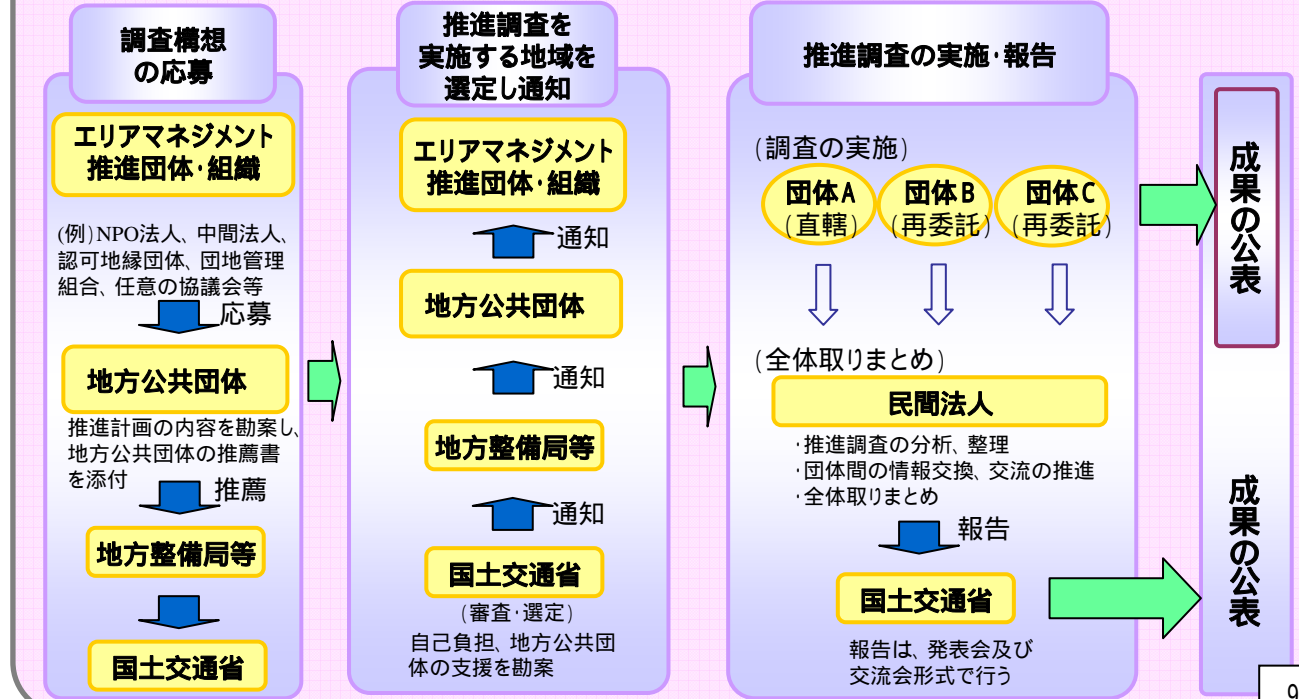
意欲ある団体のステップアップのための具体的取組に対してモデル的に支援



推進調査の構成

テーマ	新たに地域において実施する活動テーマの設定 (例)防犯、環境、福祉など
エリア	テーマに合ったエリアを設定
目標	テーマに合ったアウトカム目標を設定
計画	実施予定のエリアマネジメントの具体的取り組みを記載
実施	AM推進のための検討 AM推進事業の実施 AM推進のための普及・啓発
評価	エリアマネジメントの実施成果の取りまとめ

推進調査の手続き



2.(1) 国・地方公共団体等の連携の下でのまちづくり・地域活性化に関する支援策の活用・充実 【協定・組織等に関する制度】

建築協定・緑地協定

「ガーデンシティ舞多聞」(兵庫県神戸市)

神戸の開発住宅地である「ガーデンシティ舞多聞」の第1期地区(みついけエリア)では、都市再生機構と神戸芸術工科大学の協力によって、グループ募集方式とワークショップを組み合わせ、建築協定・緑地協定などのまちのルールづくりなどを、入居希望者・予定者が主体となり検討し定めていく住宅地整備が行われている。

経緯・概要

神戸市須磨区にあった舞子ゴルフ場の跡地において、都市再生機構を施行者とする土地区画整理事業を実施。ゴルフ場跡の緑やため池等を活かした住宅地づくりが進められている。

計画人口：約8,400人、計画戸数：約2,600戸、事業期間：平成14～27年度

住民による地域管理

・「舞多聞倶楽部」

当地区に興味を持った人を対象とした『舞多聞倶楽部』を開設。1600人を超える登録があり、大学と都市再生機構と協働で、公開講座とワークショップを開催した。また、建築協定の検討・緑地協定の検討・ガイドラインの検討も実施。

・「協定運営委員会」

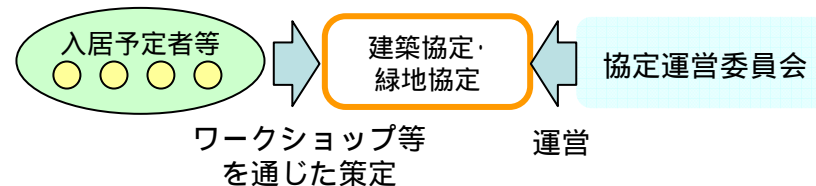
まちづくりのルールを見守る主体。埋設された電線類の管理を行う「地中化運営委員会」と兼務。平成18年2月から、協定・ガイドラインの運用細則の作成、入居予定世帯を対象としたミーティングの開催等を行っている。

・「(仮)みついけまちづくり協議会」

「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」(まちづくり条例)に基づく協議会。コミュニティの質を維持し更なる向上を目的としている。



～ガーデンシティ舞多聞の位置～



固定資産税の特例 住民参加による空地の活用「夢キャンバス2001」（愛知県大口市）

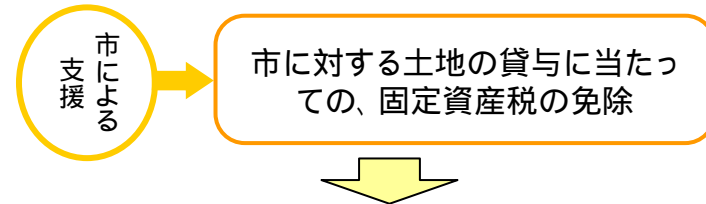
「夢キャンバス2001」は、住民「参画」を目指して、企業所有土地（7千㎡超）の町に対する無償貸与を契機として始められた事業である。貸与に当たっては、固定資産税の免除、土地返還の行政による保証がなされている。

住民参画の基本的考え方

- ・当該事業は、住民、企業、行政のパートナーシップを考え、かつ住民を主役と位置づけ、市町村の枠を越えた市民活動をする、というのが基本的な考え方。
- ・計画策定から完成までのすべてを住民参画型とし、パートナーシップを保ち、協働して進めるものとして位置付けられている。

取り組みの内容

- ・町役場都市計画課に事務局が置かれ、有志職員数名により、準備委員会を結成し、2000年1月に住民参画型プロジェクトとしてスタートした。
- ・その後、ワークショップを含む6回の会議で、敷地に広場、雑木林、畑を作ることを決定し、月2回のペースで関連作業を行っている。
- ・こうした活動を行うにあたっては、町外にも広く参加の呼びかけを行い、公園づくりを通じた人の交流を推進している。



夢キャンバスの構想検討（ワークショップ）



周辺住民による畑づくり

ワークショップを含む6回の会議で、敷地に広場、雑木林、畑を作ることを決定し、月2回のペースで関連作業を行っている。

2.(2) エリアマネジメント組織の設立・運営に関する標準的な規約・基準及びマニュアルの作成

エリアマネジメント推進マニュアル検討会の設置について(案)

現行法制度に沿った規約のあり方を、担い手の活動のパターンに応じて検討しつつ、活動パターンごとの望ましい資金管理のあり方を抽出し、それら規約・基準を現実に応用した場合の課題を整理する。

マニュアルを利用する者

- メインターゲット
 - ・エリアマネジメントを実施しようとしている者(初動期支援)
- サブターゲット
 - ・地方公共団体職員等

スケジュール

- 平成19年3月～12月
- ・毎月一回程度のワーキングを開催
 - ・必要に応じヒアリングを実施
- 平成19年度中は、マニュアル案として試行し、公益法人改革の状況を睨みながら、平成20年度からの本格運用を目指す。

検討メンバー

- 座長:学識経験者
エリアマネジメントの実施者
(エリアマネジメントのタイプ別:HOA/BID/...)
民間ディベロッパー
公認会計士
地方公共団体(市町村レベル)
都市再生機構
国土交通省

マニュアルに盛り込むべき事項と留意点

事項

マニュアルの目的・使い方
エリアマネジメントの意義、進め方
課題の把握方法
活用できる助成制度・規制誘導手法の概要と活用事例
類型化された内部規約・財務会計基準案
資金調達について
コミュニティ・ビジネスの概念と地域通貨の概要
成果の評価手法
既存の情報データベースの所在とデータ項目
実践的ノウハウ
エリアマネジメント実施事例 ...

留意点

- ・アイデア集/多様な主体/取り組み段階別/ガバナンスの程度/柔軟性/...



2.(3) エリアマネジメントの担い手に関する情報データベースの構築

土地活用バンク

低・未利用地を有効に活用する取組を支援するため、平成13年11月より運用開始。
低・未利用地の有効活用に関する以下の情報を提供。

情報提供

1. 土地を探す・活かす

低・未利用地の所有者は土地情報の登録、公開が可能。事業を行おうとする者は立地条件、規模、用途に応じて登録された土地を検索。

2. 土地活用のヒント

過去に実施した調査成果を中心に、有効活用された開発やまちづくりの事例、代表的な有効活用事例を紹介。

3. 土地活用のツール

土地活用に関する用語集、関連リンク集等を提供。

4. メールマガジン

有識者へのインタビューや活用事例の取材を行い、毎月1日にメールマガジンとして情報を発信。

低・未利用地の登録、検索ができるシステム

有効活用された事例やまちづくりに関する制度等を紹介・解説

月刊のメールマガジンを発行

土地活用に関する用語集、関連リンク集等を提供



HPアドレス : <http://www.bank.tochi.mlit.go.jp/>
現在の登録物件数 : 466件 (H19.2)

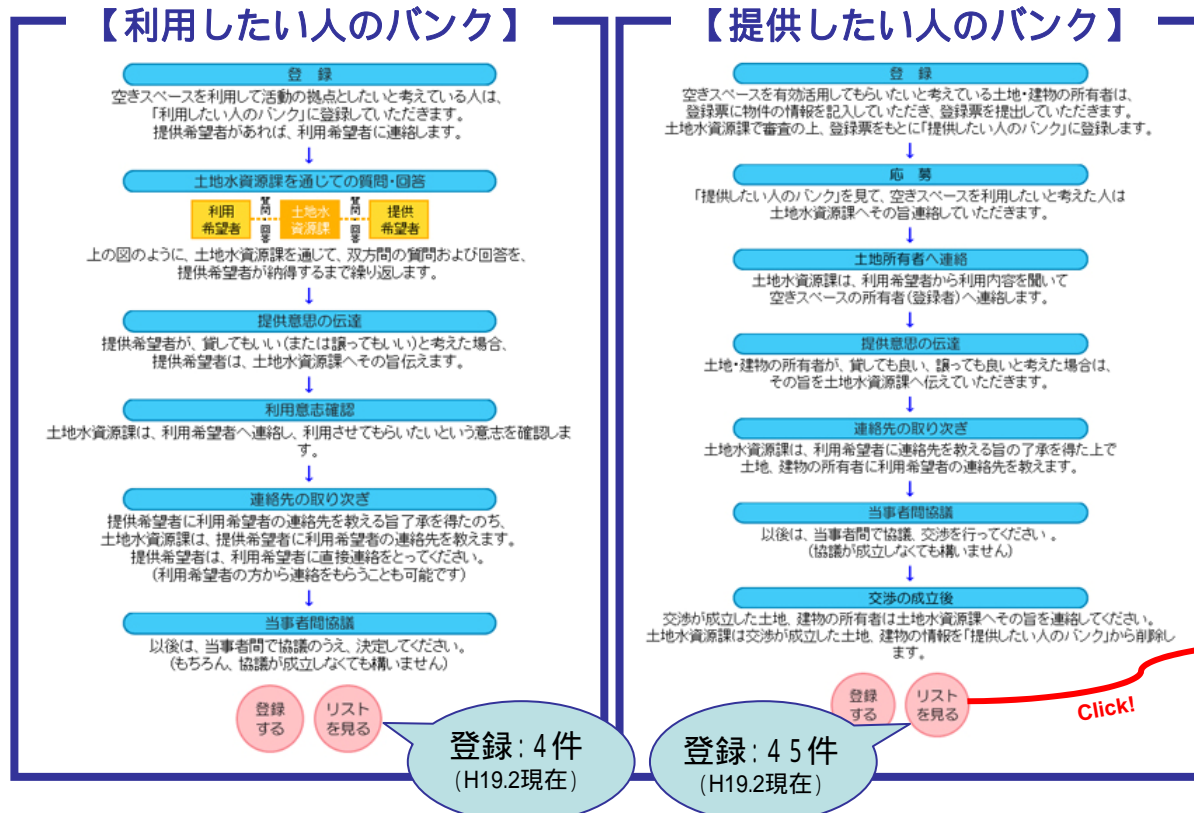
2.(3) エリアマネジメントの担い手に関する情報データベースの構築

空きスペースバンク（愛知県）

「空きスペース」（利用されていない土地や建物）の物件情報を登録したバンクを愛知県が設置。登録された物件はホームページ上で閲覧することができ、利用を希望する者は県の仲介の下で所有者と交渉を行い、条件が合えば賃貸・売買することができる。

情報提供

- 「地域の活性化」「福祉・コミュニティ活動」「NPO等の活動拠点」「起業支援」「芸術文化活動」のいずれかに該当する公益的かつ非営利な活動のための利用に限定。
- 空きスペースの所有者が登録する【提供したい人のバンク】と、空きスペースの利用希望者が登録する【利用したい人のバンク】の2種類が設けられている。



・空き家や空き地等の位置・規模情報、利用可能な目的、売買・賃貸の別等が公開されている。

登録番号	物件の状況	場所	希望する利用目的	希望する期間	敷地面積	賃料	詳細表示
20800159	空き家	津島市	1-2		66	賃	詳細
20800073	空き地 駐車場	春日井市	1	売買	190.46	無	詳細
20400158	空き家	瀬戸市	1-2-3 4-5	売買 賃貸	89.38	賃	詳細
20400163	空き地	瀬戸市			約100	無	詳細

HP上の情報は誰でも閲覧可能

駅前タウンセンターの再生

事例

地域づくりのマネジメントオフィス（千代田区の取り組み）

千代田区は、飯田橋・富士見地域、神田駿河台地域における駅前施設等の再生にあたり、「マネジメントオフィス」を立上げ、地域の事業者、住民等による再開発後のエリアの管理のあり方（費用負担ルール等）を見据えた駅前施設の再整備に取り組んでいる。

マネジメントオフィスの業務

オフィスは、千代田区からの業務委託を受け、まちづくり協議会、駅周辺地区整備協議会と調整しながら、以下を実施。

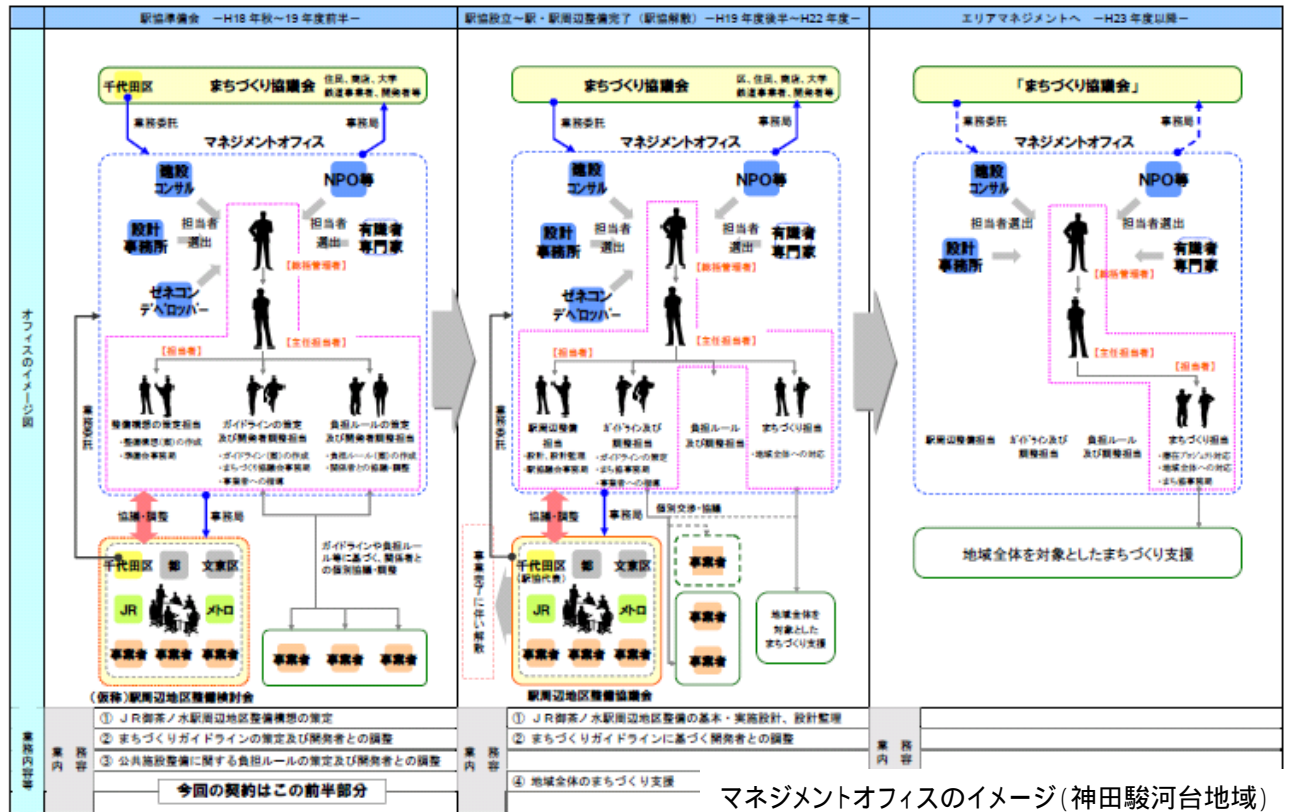
- ・整備構想の策定
- ・ガイドラインの策定
- ・開発調整
- ・後年度のマネジメントも含めた費用負担ルールの策定

開発後の活動

オフィスについては、開発終了後も継続して活動していくことを想定。開発終了後、マネジメントに入った段階では、オフィス自ら関係者から資金を徴収することも検討。



御茶ノ水駅周辺の例



マネジメントオフィスのイメージ(神田駿河台地域)

千代田区HPより

再開発後の地域における、事業者等を主体とした継続的なエリアマネジメントの普及を促進する

ニュータウン等の住宅地再生

背景 ニュータウンにおける「オールドタウン化」問題の顕在化

事例

明石舞子団地における取り組み（兵庫県神戸市）

兵庫県では、明石舞子団地等の既存団地を新たな社会・生活の要求に対応させ、魅力と活力にあふれたミックスコミュニティの住宅地への再生を図るため、行政、住民団体、NPO、住宅管理者等との連携のもとに推進するための方策の検討を行った。

ワークショップの実施

地域住民、NPO等をメンバーとする明舞まちづくりワークショップを通じて、「明舞団地再生計画」を策定。

地域再生計画の活用

地域再生計画を活用して、明舞団地の再生・活性化を推進

コンペの実施

目指すべき将来像、基本的な考え方や県・住宅供給公社の所有地に立地する施設・機能について、施設規模・用途、配置計画、事業化プログラムを含め、平成18年4月からコンペを実施。



ワークショップの風景

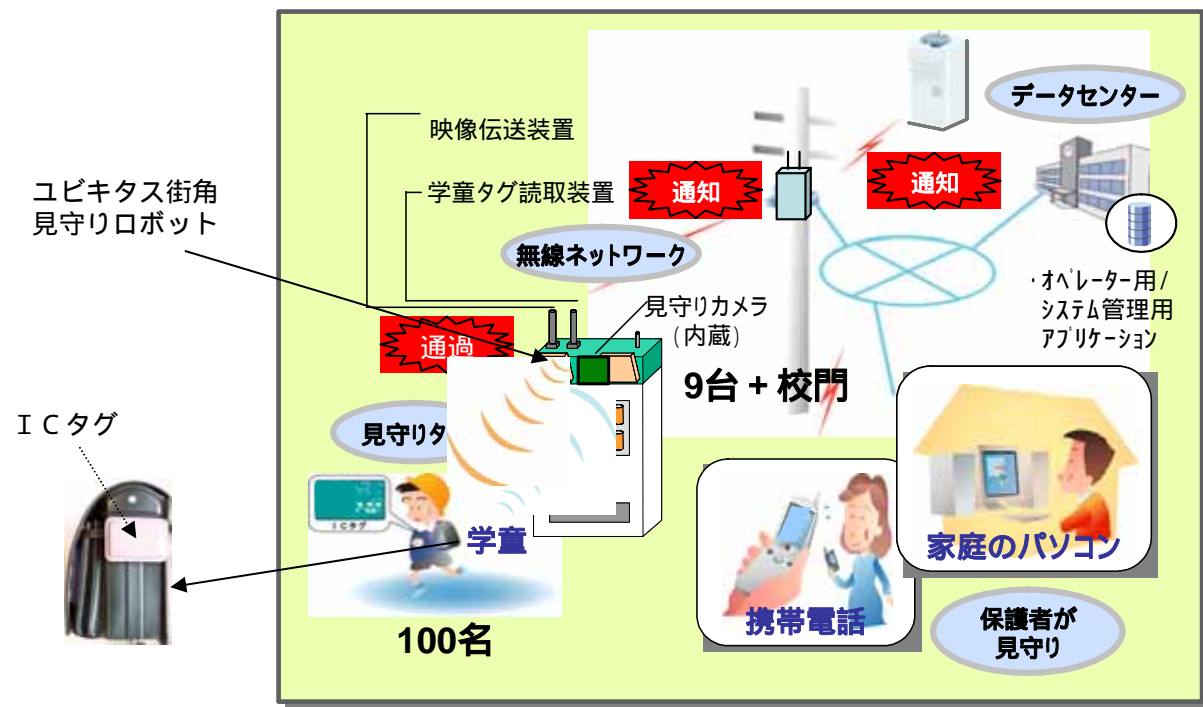
明舞団地のまちづくり 情報発信基地HP より

ニュータウンの再生に向けた取り組みを、団地再生の先導的なモデル事業として推進することにより、担い手の活動の内容を深化させ、全国的な活動につなげていく

住宅地における安全・安心まちづくり

事例 ユビキタス街角見守りロボットを活用した社会実証実験（大阪府）

- ・大阪府中央区において、ユビキタス街角見守りロボット や、ボランティアによる地域防犯巡回による安全・安心まちづくりに関する実証実験が実施された。
 - ・エリアマネジメントの一環として、こうした取り組みについて、地域住民を主体として継続的に進める方策を検討。
- ICタグ・防犯カメラ・センシングネットワーク等の防犯機能付き自動販売機



通学路通過検知機能イメージ図 大阪府HP、松下電器産業株式会社HPより

ICT(情報通信技術)を活用した先進的な地域住民を主体とする取り組みの普及を促進し、通学児童の安全確保に資する防犯性の高いまちづくりを推進する

その他の取り組み

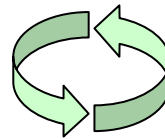
担い手のネットワーク構築 (都市再生本部が推進)

都市再生本部による、都市再生の様々な担い手の自立的な活動、裾野の拡大を支援するため、多様な主体の連携強化を図ることを目的とした「担い手ネットワーク」の構築。

ネットワークのメンバー (希望者)

担い手側

- ・ 全国都市再生モデル調査実施団体
- ・ 全国都市再生まちづくり会議参加者 等

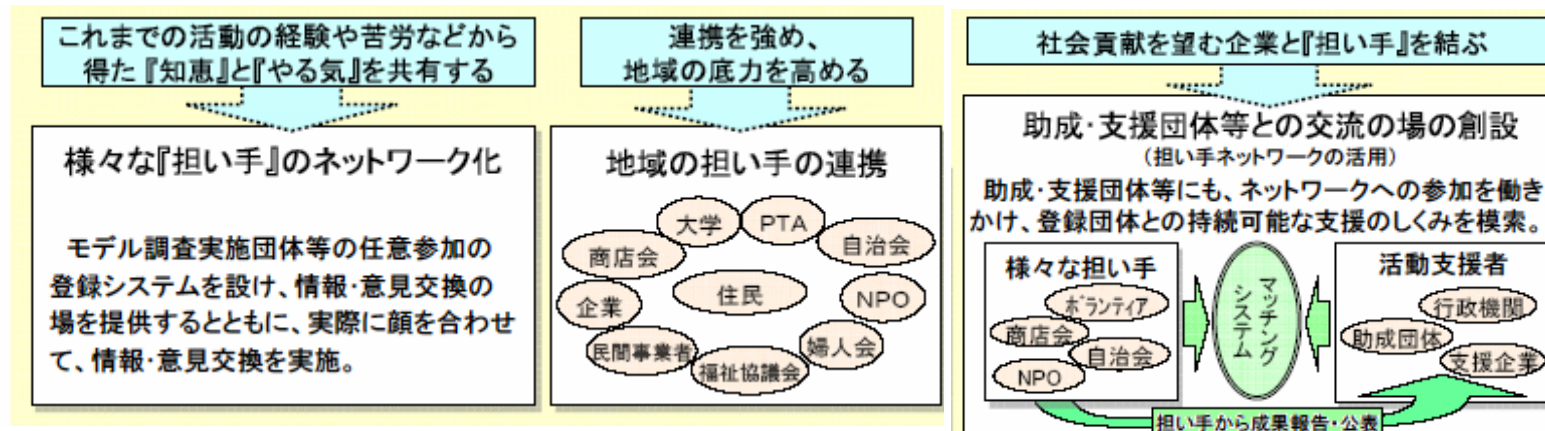


支援者側

- ・ 行政機関、助成団体、支援企業等の担い手を支援しようとする組織

- ・ 住民等の様々な担い手の連携を強め、地域の底力を高める
- ・ 社会貢献を望む企業と担い手を結び付けていくことが可能

担い手や支援団体等の連携の強化のイメージ



2.(5) 制度のあり方に関する検討

一般社団法人及び一般財団法人制度の創設について

民法に定める公益法人に関する制度を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、その行う事業の公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人・一般財団法人に関する制度が平成18年5月の民法改正法の成立に伴い、創設された。

施行期日：公布の日（H18.5）から起算して2年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

背景

- 個人の価値観が多様化し、社会のニーズは多岐にわたってきている中、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門を、社会経済システムの中に積極的に位置付けることが重要。

概要

- 一般社団法人及び一般財団法人は、事業に制限は無く、登記のみによって法人格を取得することができる。
- 定款で、社員、設立者に剰余金、残余財産の分配を受ける権利を与えることはできない。
- 行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。そのため、法人の自主的、自律的な運営が必要であり、最低限必要な各種機関の設置やガバナンスに関する事項について法律で規定。

公益認定制度

- 公益目的事業を行う一般社団法人・一般財団法人は、行政庁の認定（公益認定）を受け、公益社団法人・公益財団法人となることができる。
- 公益性を認定された法人・これに寄付する者について新法施行までに所要の税制上の措置。

中間法人の廃止

- 中間法人法が廃止され、現行の中間法人は、一般社団法人に移行することとなる。

一般社団法人	一般財団法人
<設立> 1 名称中に「一般社団法人」という文字を使用。 2 設立は社員2名以上、財産保有規制なし。 3 定款は設立時社員が作成、公証人の認証必要。	<設立> 1 名称中に「一般財団法人」という文字を使用。 2 設立には300万円以上の財産の拠出が必要。 3 定款は設立者が作成、公証人の認証必要。
<機関> 4 理事（任期2年以内）は必要。理事（代表理事）は法人を代表し、業務を執行。 5 社員総会は必要。 6 理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）の設置は任意（理事会、会計監査人を置く場合は監事必要）。 7 社員総会は、当該法人に関する一切の事項について決議。ただし、理事会を置く場合は、法律、定款で定めた事項に限る。 8 理事等は、社員総会の決議によって選任。	<機関> 5 評議員（任期4年、定款で6年まで延長可）、評議員会、理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）は必要。 6 評議員の選解任方法は、定款で定める（理事、理事会による選解任の定めは不可）。 7 評議員会は、法律、定款で定める事項に限り決議。 8 理事等は、評議員会の決議によって選任。
9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。 10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヶ月に1回以上（定款で毎事業年度に2回以上とすることができる）、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。 11 会計監査人（任期1年）を置くことができる（負債200億円以上の法人（大規模法人）は必要）。 12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可（評議員も同じ）。	9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。 10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヶ月に1回以上（定款で毎事業年度に2回以上とすることができる）、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。 11 会計監査人（任期1年）を置くことができる（負債200億円以上の法人（大規模法人）は必要）。 12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可（評議員も同じ）。
<その他> 13 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。 14 貸借対照表（大規模法人は貸借対照表及び損益計算書）の公告（インターネットも可）が必要。 15 一般社団法人、一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。 16 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。	<その他> 13 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。 14 貸借対照表（大規模法人は貸借対照表及び損益計算書）の公告（インターネットも可）が必要。 15 一般社団法人、一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。 16 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。
17 定款で基金制度の採用が可能。 18 社員による役員への責任追及の訴えが可能。	17 目的、評議員の選解任方法についての定款の変更には制限あり。 18 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。

「公益法人制度改革の概要（行政改革推進事務局）」より

2.(5) 制度のあり方に関する検討

信託法の改正について

社会経済の発展に的確に対応した信託法制を整備する観点から、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、多様な信託の利用形態に対応するため、信託の併合及び分割、委託者が自ら受託者となる信託、受益証券発行信託、限定責任信託、受益者の定めのない信託等の新たな制度が、平成18年12月の改正信託法の成立に伴い、整備された。

施行期日：公布の日（平成18年12月15日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

背景

旧信託法は、80年以上にわたって実質的な改正がされないまま現在に至っている。この間の社会・経済活動の多様化に伴い、各方面で信託の利用が進み、旧信託法が制定された当時には想定されていなかった形態での信託の活用も図られるようになってきている。このような変化に十分に対応するため、信託法を見直すこととしたもの。

概要（新たな制度の導入）

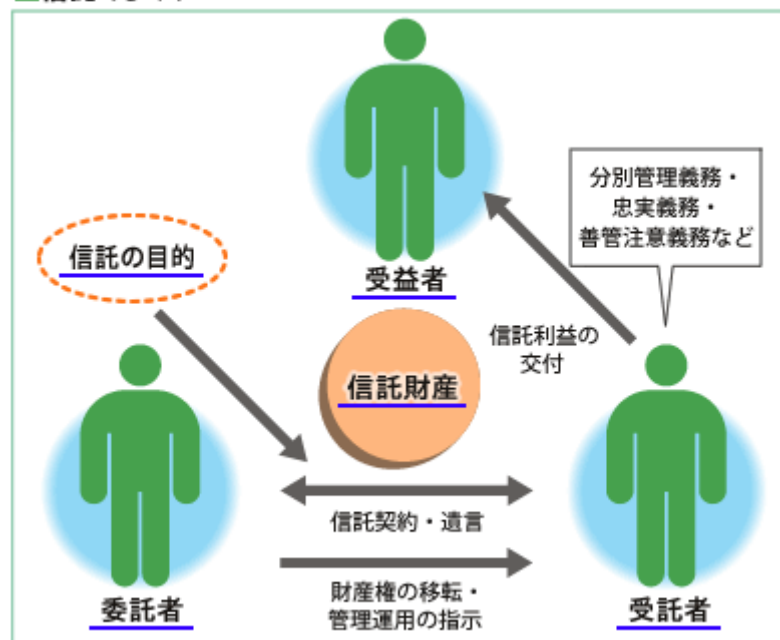
多様な信託の利用形態に対応するため、委託者が自ら受託者となる信託（自己信託）等の新たな制度を導入するもの。

自己信託（委託者が自ら受託者となる信託）

目的信託（受益者の定めのない信託）

限定責任信託（受託者の履行責任の範囲が信託財産に限定される信託）

■信託のしくみ



信託協会HPより